　第１９号議案

　　品川区すまいるスクールの実施に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年２月１９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区すまいるスクールの実施に関する条例の一部を改正する条例

　品川区すまいるスクールの実施に関する条例（平成２７年品川区条例第４８号）の一部を次のように改正する。

　第１０条中「すまいるスクール」を「区長は、すまいるスクール」に、「保護者は」を「保護者から」に、「納付しなければならない」を「徴収する」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

　　ただし、すまいるスクールを利用しなかった月分の利用料は徴収しない。

　第１０条第１号中「２５０円」を「０円」に改める。

　　　付　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の第１０条の規定は、令和７年４月以後のすまいるスクールの利用に係る利用料について適用し、同年３月以前のすまいるスクールの利用に係る利用料については、なお従前の例による。

　（説明）すまいるスクールの午後５時までの利用に係る利用料を無償化するほか、利用料の徴収に係る取扱いを見直す必要がある。